平成３０年度 敦賀チャレンジ企業応援補助金（敦賀市中小企業支援事業）

募　集　要　領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

１　目　的

中小企業者が実施する設備投資や技術開発に対して支援を行うことで、「生産性向上」や「販路開拓」等につながる取組みを促し、市内中小企業者の経営基盤強化につなげる。

２　補助対象者

　市内に主たる事業所を有する者の内、中小企業基本法第２条第１項に定める中小企業者である者。

（但し、支店・出張所は対象外とする。）

３　応募要件（以下の①～④をすべて満たす必要があります。）

1. 市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置すること。
2. 市内において１年以上継続して事業を営んでいること。
3. 敦賀市税を滞納していないこと。
4. 労働生産性［（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働者数］について、３年間で概ね１％以上の改善が見込まれる事業であること。

４　補助対象事業

（１）設備投資等支援事業

○事業概要（以下①～②すべての取組みを行う必要があります。）

　　　　①設備の導入を行うこと。

②生産性向上、省力化、販路開拓、新規事業の何れかの取組みを行うこと。

　　　○補助内容

　　　　補助率　 　１／２

　　　　補助上限額　　１，０００，０００円

　　　○補助対象経費

　　 　設備導入経費（設備購入、設計、取付工事費）、委託料（調査研究費、資料作成費）

広告宣伝費（販売促進費）、賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用。

※但し、リース、レンタル等により設備を導入する事業及び中古設備を導入する事業は対象外とします。

（２）技術開発支援事業

○事業概要（以下の取組みを行う必要があります。）

　　　　　新製品・新商品の開発、又は生産性向上が期待できる生産方法に繋がる技術開発を行うこと。

○補助内容

　　　　補助率　　　　２／３

　　　　補助上限額　　１，０００，０００円

　　　○補助対象経費

　 　 原材料費、委託料（試作、検査、外注加工費）、工具器具備品購入費、賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用。

　　　　※工具器具備品購入費については、単価１０万円以上・耐用年数１年以上のものが対象です。

５　補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとなります。

1. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費。
2. 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業期間終了日までに支払われた経費。
3. 証拠資料等によって金額が確認できる経費。

（注）下記に該当する経費は対象となりません。

・車両・運搬具。

・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの。

・国、地方公共団体、独立行政法人から補助を受けている事業経費。

・金融機関などへの振込手数料。

・消費税及び地方消費税等の公租公課。

・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費。

・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費。

６　補助対象期間

　　　交付決定日より平成３１年１月３１日（木）迄

７　事業の採択方法

　　・提出された申請書が要件を満たしているかについて審査会による審査を行います。

・形式審査後に以下の点について対面審査を行い、採択案件を決定します。

・採択・不採択の結果は、各事業者へ書面でお知らせします。

８　事業の評価基準について

以下の項目を基準に審査会にて評価を行いますので、ご確認下さい。

1. 労働生産性の改善が見込まれること。
2. 市場性・優位性が見込まれること。
3. 実現可能性、実施体制が十分であること。
4. 成長性、持続性が見込まれること。
5. 地域経済への波及効果が見込まれること。

９　募集スケジュール等

（１）募集期間　　平成３０年８月２０日（月）～平成３０年９月２８日（金）

（２）審査会　　　平成３０年１０月上旬

※日程が決定次第、応募者全員に通知します。

（３）交付決定　　平成３０年１０月上旬予定

１０　申請方法

　　　・募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所まで持参して下さい。

・様式については、窓口・Ｅメール・ホームページ上で配布致します。

・一度提出された書類は、差替えや返却は原則致しません。

１１　提出書類

○事業計画書（様式１号）

○購入設備の金額の根拠となるもの（見積書や金額が記載されたパンフレット等）

※設備投資等支援事業のみ

○市税の全税目に係る納税証明書

　　＜法人企業のみ＞

○直近の貸借対照表及び損益計算書（写）

○現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

＜個人企業のみ＞

○直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書［１・２面］）

又は所得税青色申告決算書［１～４面］

１２　実績報告書の提出

採択事業者は、補助事業終了後３０日を経過する日、又は平成３１年２月２８日（木）の何れか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

≪お問い合わせ、申込先≫

　　敦賀商工会議所　中小企業相談所　敦賀チャレンジ企業応援補助金事務局　迄

〒914－0063　敦賀市神楽町２丁目１－４

ＴＥＬ：(０７７０)２２－２６１１　ＦＡＸ：(０７７０)２４－１３１１

Ｅメール：tcci\_soudan@tsuruga.or.jp